

第6回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月12日(火) 午後2時00分から午後3時35分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	8	松下 富男
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	9	奥村 喜美子
委員	1	緩利 哲治	委員	10	中島 準一
委員	2	林田 清光	委員	11	田村 正弘
委員	3	田畑 啓之助	委員	12	田井中 勲
委員	4	保井 章	委員	13	福井 幸生
委員	5	林 廣美	委員	14	今井 百合
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛			

5. 欠席委員 議席15番 川村 克己 委員
議席17番 瀧井 和雄 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席13番 福井 幸生 委員
議席14番 今井 百合 委員

8. 総会

1) 開会

2) 会長挨拶

3) 議事録署名委員の指名

4) 議事

- 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

5) 報告事項

- 広報編集委員会報告事項
- 湖国女性農業・推進委員研修会報告事項
- 事務局報告事項

6) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
主査	和田 崇裕

10. 会議の概要

- 事務局長 第6回甲賀市農業委員会総会を開会
- 事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長
- ・コロナ禍による移住促進を視野に入れた農地施策
 - ・「農地利用最適化推進施策に関する意見書」の回答
 - ・農業委員の農業振興に果たすべき役割
- 事務局長 北田会長、ありがとうございました。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席15番川村克己委員と議席17番瀧井和雄委員の2名で、議席8番松下富男委員より遅参の届出があります。よって本総会の出席委員は16名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言いたします。
- 続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席13番福井幸生委員と、議席14番今井百合委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- 議 長 それでは最初に、**議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。
最初に、3条調書、整理番号12番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第25号、整理番号12番について、ご説明申し上げます。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農地です。
申請理由及び概要について説明します。譲渡人は、農業廃止のため譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で季節野菜を栽培されますが、現在、申請地は荒廃し、一部山林及び宅地となっております。よって、譲受人は農地に復元をするための計画書を添付しています。内容は、①ハンマーナイフモアで除草、②バックホーで建物と木を除去し、③大型トラクターで耕運後、ニンニク、ヤーコン、菊芋を栽培されます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号12番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

整理番号12番につきまして説明させていただきます。参考図の2ページにあります申請地12と書いてあるところの道を挟んで左側が譲受人のご自宅になっており、今回の土地は譲受人自宅の隣となります。過去にもここで畑を作っておられ、このまま放っておくと荒廃してしまうかもしれないところを、説明のとおり形で耕作地として復元する、非常にありがたい話で、問題はないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号23番杉本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号23番杉本です。

譲渡人の父が亡くなられて、一時、譲受人が管理されていた経緯がございます。気心が知れた譲受人に買ってもらいたいということで、手放すにしても譲受人しか考えられないことから、この話が進んだようです。譲受人は、荒廃地である現状の農地を復元する強い意識を持っておられます。よって荒廃を防ぐ意味においても適切かと考えております。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号12番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号12番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号13番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号13番について、ご説明申しあげます。参考図は3ページ、4ページ

となります。申請地は農業振興地域内の農用地及び農地であります。

申請理由及び概要について説明します。譲渡人のうち、一人は県外在住、一人は相続財産管理人所有となっており、耕作が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で水稻及び季節野菜を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、譲受人は市の認定農業者で、通常は農業経営基盤強化促進法により所有権を移転されますが、申請地には一部白地農地があり、今回、農地法許可申請されました。以上です。

議 長 整理番号13番については、議席1番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号1番緩利です。

今回の申請地ですが、譲渡人の弁護士から、財産の処分を検討しているという話で、杉本推進委員と譲受人とで、ここは申請前から譲受人が作っておられたこともあり、荒廃させることなく、引き受けていただきたいとの話になっております。このまま行くと、行き先のない土地になってしまいますので、こういう形で土地の管理者が決まることは非常にありがたいことで、問題はないと思っております。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号23番杉本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号23番杉本です。

この件に関しまして、弁護士から話があり、直接、現在小作されておられる譲受人に話をさせていただきました。その中で、上手く話がまとまったということです。農地、田んぼですけれども4筆、現状、譲受人がやっておられます。ただ1筆、畑はひどい雑草等が生えている所があり、このまま放っておくこともできないということで、譲受人も、今後これを解消していくと考えておられます。よって、適切に今後管理をされると思います。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号13番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。
よって、整理番号13番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、整理番号14番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　整理番号14番について、ご説明申しあげます。参考図は5ページ、6ページとなります。申請地は農業振興地域内の農用地であります。
申請理由及び概要について説明します。譲渡人は、農業廃止のため、譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で杉および檜の苗木を栽培されます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 　　整理番号14番については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 　　議席番号16番寺田です。
ただ今、事務局より説明があったとおりです。譲渡人2名は、相続でこの土地を所有されましたが、この地を離れており、荒廃が進んでおりました。今回、この近くで山林等を所有される譲受人が木の苗を作るのに適当な場所だということで取得されることになり、11月29日に杉本推進委員とともに確認に行きました。まだ荒廃状態で、実際に苗づくりができるのかという感覚でおりました。代理人に草刈等をして準備をしてくださいと伝え待っておりました。12月14日に譲受人から電話があり、草刈が終わり、4月からの定植に向けて準備しているということでしたので、12月18日に杉本推進委員と確認に行きましたところ、草は綺麗に刈って、準備段階であることが確認できましたので、今回の申請に関して、許可相当である判断をいたしました。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 　　続いて、区域番号44番杉本推進委員、補足説明をお願いします。

- 担当推委 区域番号44番杉本です。
ただ今、寺田農業委員から説明があったとおりです。周辺農地にも影響もなく、山林の苗木を植えるということで、整備も整ってきましたので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 　　【異議なしの声】
- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号14番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。
よって、整理番号14番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 事 務 局 　　整理番号15番について、ご説明申しあげます。参考図は7ページ、8ページとなります。申請地は農業振興地域内の農用地であります。
申請理由及び概要について説明します。譲渡人は、農業廃止のため、譲受人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で水稻を栽培されます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 　　整理番号15番については、私、議席19番北田が説明いたします。
- 担当農委 　　この案件につきましては、譲渡人が大変遠方で農地の管理ができないこと、地元の近隣の方にこの農地を管理していただいていたということでしたが、この度管理ができないとのことからこの件が出てきました。幸い、親戚でもある譲受人が引き継いで耕作されるということです。今までどおりに耕作されるということで、何ら問題はないので、許可相当と認めました。以上です。
- 議 長 　　続いて、区域番号43番植西推進委員、補足説明をお願いします。

- 担当推委 区域番号43番植西です。
今、北田農業委員から説明はありましたとおり、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号15番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第25号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
4条調書、整理番号19番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第26号、整理番号19番についてご説明申しあげます。議案書は4ページ、参考図9ページ、10ページ、土地利用計画は11ページとなります。申請地は、市街化調整区域外の第2種農地であります。
転用理由及び概要について説明します。申請者は、隣接する店舗敷地拡張のため、申請地を適地と判断し、申請されました。計画によりますと、擁壁設置・盛土整地後、店舗敷地として利用されます。雨水は敷地南側の道路側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。
なお、昭和56年に農地法の手続きをせず店舗敷地を転用したため、申請書には顛末書が添付されています。以上です。
- 議 長 整理番号19番については、私、議席19番北田が説明いたします。

担当農委　　ただ今の案件につきましては、事務局の説明のとおりで、国道307号の道路の近くにあり、商売としては非常に便利なところであり、申請者の父親が商売をするのに適地と判断され、建物を建てられました。しかし、駐車場が狭いということで、隣地の農地を一部購入され、今現在に至っています。これについては、その当時、登記がきちんとなされてなかったようです。今回登記の問題が出てきましたので、擁壁をして隣地の十分な同意も得て、すでに利用されているところですので、審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議　　長　　続いて、区域番号43番植西推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委　　区域番号43番植西です。
北田農業委員の説明のとおりです。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議　　長　　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委　　員　　【異議なしの声】

議　　長　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号19番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委　　員　　【挙手全員】

議　　長　　挙手全員でございます。
よって、整理番号19番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
議案第26号については、以上であります。

議　　長　　続きまして、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号53番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案第27号、整理番号53番について、ご説明申しあげます。議案書は6ページ、参考図は12ページ、13ページ、土地利用計画は14ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、住宅に隣接する申請地を駐車場とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、自動車1台分の駐車場を整備されます。雨水は敷地西側の道路側溝への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、昭和49年に農地法の手続きをせず駐車場に転用したため、申請書に顛末書が添付されています。また、本案件は12月総会に上程予定でしたが、申請書提出後に申請書に記載のない、土地利用計画にブロック擁壁を新設していることが判明し、農地法許可前の工事であることから申請を取下げ、今回、事前着工の顛末を加え、改めて提出されたもので顛末書が添付されています。以上です。

議長 整理番号53番については、議席6番伴委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番伴です。

事務局より詳細に説明のあったとおりで、過去に駐車場として利用されてきました。息子さんが帰って来られ、住宅を建て替える時に、そこが親の兄弟同士でまだ農地転用ができてないことが判明し、本来は12月の案件として出すということでしたが、私も徳地推進委員も確認後、申請段階においてブロック塀が建てられていました。現状、他の農地に影響するものではありませんが、申請時に違反転用がなされたということで、再度、12月に確認をし、今回提出をされたということで、別に周辺の農地への影響はございませんので、審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議長 続いて区域番号3番徳地推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号3番徳地です。

この申請地は宅地に隣接した農地の一角でありまして、集落が進めている農地利用最適化に支障はないということを確認させていただきました。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【異議なしの声】

- 議 長 　　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号53番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 　　【挙手全員】
- 議 長 　　挙手全員でございます。
よって、整理番号53番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 　　続きまして、整理番号54番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 　　整理番号54番について、ご説明申しあげます。参考図は15ページ、16ページ、土地利用計画は17ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明します。譲受人は、隣接地に自己用住宅の建築に伴い、申請地を駐車場とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、自動車4台分の駐車場を整備されます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。
なお、昭和51年ごろに農地法の手続きをせず駐車場に転用したため、顛末書が添付されています。以上です。
- 議 長 　　整理番号54番については、議席6番伴委員、説明をお願いいたします。
- 担当農委 　　議席番号6番伴です。
参考図17ページの土地利用計画図の申請地の左側も譲渡人の宅地です。譲受人の奥さんが地元に住居ということもあり、近くに親も住んでおられるということです。なお譲渡人は同時にその一帯を購入して欲しいということでもあります。そのために、申請地も一緒に購入されたということで、すでに顛末案件で駐車場として利用されておりますけれども、周囲の農地に及ぼす影響は何らございません。許可相当と考えました。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 　　続いて区域番号4番澤田推進委員、補足説明をお願いいたします。

- 担当推委 区域番号4番澤田です。
集落内の土地で、他の農地に影響はないと見られますので、報告いたします。
以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号54番について
採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号54番については、原案のとおり可決し、許可することに決
定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号55番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号55番について、ご説明申しあげます。参考図は18ページ、19ペ
ージ、土地利用計画は20ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第
3種農地であります。
転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を太陽光発電施設と
するため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所
有権を移転し、太陽光パネル120枚を設置し、27.5キロワット発電されま
す。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周
辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意
は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を
満たしていると判断いたしました。
なお、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第
10条第4項において準用する同法第9条第3項」の規定に基づく、再生可能エ
ネルギー事業計画変更認定手続中であり、許可日は変更認定が通知された後の日
付となります。以上です。
- 議 長 整理番号55番については、議席4番保井委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号4番保井です。

整理番号55番について説明させていただきます。令和2年11月30日、現地を確認し、転用計画を聞き取りました。申請地は土地利用計画図を見ていただければわかりますように、前後に太陽光発電設備が設置済みであり、その間に申請地があり、現在雑草が生え、放置の状態になっております。周囲に取り残された状態でもあり、このたびの転用目的により周囲に被害を及ぼすことはないと考えられることから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 続いて区域番号10番奥村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 申請農地は農地利用最適化の推進に何ら支障もなく、また周りは太陽光発電施設に囲まれており、周辺農地に影響もなく、地元改良組合長の同意もあり、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号55番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号55番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

なお、この許可については、「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定」の通知日以降となります。

議 長 続きまして、整理番号56番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号56番について、ご説明申しあげます。参考図は21ページ、22ページ、土地利用計画は23ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第

3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を太陽光発電施設とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、太陽光パネル324枚を設置し、49.5キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第4項において準用する同法第9条第3項」の規定に基づく、再生可能エネルギー事業計画変更認定手続中であり、許可日は変更認定が通知された後の日付となります。以上です。

議 長 整理番号56番については、議席4番保井委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号4番保井です。

整理番号56番について説明させていただきます。令和2年12月7日に現地を確認し、申請者から転用計画を聞き取りました。申請地は水利の利便性がとても悪く、また耕作者の高齢化や耕作請負者もなく、数年間、不耕作の状態が続いており、周辺は太陽光発電施設が多数設置されている環境となっております。申請者の転用目的である太陽光発電施設に関わる周辺農地への被害は、農地との境界に深い水路が敷設されており、排水等による被害はないと考えられ、許可相当と判断いたしました。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて区域番号10番奥村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 申請農地は水利便が悪く、変形な農地で、また申請者は高齢等により農業の縮小を考えており、周辺農地また農地利用最適化の推進にも何ら支障なく、地元改良区組合長の同意書もあり、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

- 議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号56番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 　【挙手全員】
- 議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号56番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
なお、この許可については、「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定」の通知日以降となります。
- 議長 　続きまして、整理番号57番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 　整理番号57番について、ご説明申しあげます。参考図は24ページ、25ページ、土地利用計画は26ページとなります。申請地は、都市計画区域外の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明します。譲受人は隣接する空き家に居住されることから、申請地を植林及び庭とするため申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、住宅南側の申請地は庭として、他の土地はコナラ、ゲッケイジュ等を植林されます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。
なお、農地法の手続きをせず庭に転用したため、申請書には顛末書が添付されています。以上です。
- 議長 　整理番号57番については、議席16番寺田委員、説明をお願いいたします。
- 担当農委 　議席番号16番寺田です。
ただ今、事務局から説明があったとおりです。譲渡人につきましては、以前から市外にお住まいで、6年ほど前に母親が亡くなり、空き家となっていた自宅を管理はされておりましたが、今後のことを考え、管理もできなくなるので、譲受人と話がまとまり、今回売買となりました。譲受人につきましては、市外のマンションに住んでおられますが、田舎暮らしがしたいと探していたところ、理想の場所が見つかったと喜んでおられると聞きました。自宅裏の一反ほどの土地につ

きましては、日がほとんど当たらない土地でありまして、耕作には不向きであります。典型的な屋敷畑ということで、今回植林をされて、今後、維持管理されるとのことで、許可相当であると判断いたしました。審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 続いて区域番号44番杉本推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号44番杉本です。

ただ今、寺田農業委員から説明があったとおりでございます。周辺農地に影響もなく、農地利用の最適化の推進にも支障はないと判断いたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 田畑委員。

田畑委員 譲受人は農地をどれだけ所有されていますか。

議 長 事務局。

事務局 譲受人は農地を所有されていません。

議 長 田畑委員。よろしいか。

田畑委員 はい。

議 長 他にご質問等、ございませんか。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号57番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号57番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号58番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号58番について、ご説明申しあげます。参考図は27ページ、28ページ、土地利用計画は29ページとなります。申請地は、都市計画区域外の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を経営する酒店の倉庫とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し倉庫として利用されます。雨水は市道側溝への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしているとは判断いたしました。
なお、昭和50年ごろ農地法の手続きをせず、まず一般住宅に転用し、現在は倉庫として使用しているため、申請書に経過書が添付されています。以上です。
- 議 長 整理番号58番については、私、議席19番北田が説明いたします。
- 担当農委 ただ今、事務局の方から説明がありましたとおりで、譲受人は、父の譲渡人から譲り受けられた土地に、昭和50年であったと思いますが、最初は住居と併せてガレージも建てられ、その後、酒を入れる倉庫に利用されていたと。新たに倉庫を自分の店の横に冷蔵庫を据えて建てられたわけですが、譲受人の息子夫婦が帰って来られ、そこで一緒に生活したいということで、その倉庫を含めて家を建て、現在倉庫として利用しておられるところから父の買っていた倉庫に移転するため、いろいろと調べられました。父と譲渡人との父との話し合いの中でこの土地が動いていたということで、その話を譲渡人の息子さんに話をされ、問題なく解決をしたとの経緯でございます。幸いにも、周りには農地も全くなく、何ら害を与えるものではございませんし、水利関係も横に水路があり、問題ないということで、許可相当と判断をいたしましたので、審議のほどよろしく願います。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号45番関谷推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号45番関谷です。
この土地につきましては、事務局の説明並びに北田農業委員の説明のとおりで

あります。補足するならば、周りは宅地ばかりで、農地利用最適化推進における問題はありませので、審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

議 長 　事務局。

事 務 局 　今の整理番号58番の補足説明させていただきます。
議案書8ページは倉庫売買となっております。こちらにつきましては、譲渡人、譲受人の双方の父親が昭和50年にすでに売買をしており、金額が不明ということでございました。
なお、今回の申請においては売買ということがわかっておりますので、申請は売買として受けたものでございます。以上です。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

議 長 　保井委員。

保井委員 　議席番号4番保井です。
昭和50年に住宅を建てられたとのことですが、住宅を建てるということは固定資産税等がかかると思うのですが、その時にどうして分からなかったのか、税はどうなっていたのか。転用については直接的に問題ないと思うのですが、全体的に見ると、無断でというか、届なしに転用されている部分があるので、土地についての税ですね、税が一体どうなっていたのか。税を払わなくてよかったのか、そうしておいた方が得だったのかということで、おかしい形になってくるのではと思います。税の方はこれについてどの様な処置をされるのか、農業委員会とは違うと思いますが、調べていただいて、適切な処置をされた方がよいと思います。以上です。

議 長 　事務局。

事 務 局 　まず建築物につきましては、現況宅地課税で、譲受人が納税をされております。このことは経過書に記載されております。また、申請地についても納税されているということで、固定資産税上は問題はないと思いますが、現況の課税につきましては、宅地課税だと思いますが、調査をさせていただき、後日報告させていただきます。

議 長 保井委員。よろしいか。

保井委員 はい。

議 長 税については、譲受人がお支払いだろうとのこと。また息子さんの父がお亡くなりになり、事情もよくわかっておられず現在に至っているということでございますので、状況が分かり次第ご報告をさせていただきます。

議 長 他にご質問等はございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号58番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号58番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第27号については、以上であります。

議 長 それでは、議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第28号について、ご説明申しあげます。議案書は9ページからとなります。

今月の決定は32件で、借り手、買い手、貸し手、売り手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。10ページから12ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数31名、借り手は実人数4名、面積は125,234平方メートルとなります。次に、所有権移転の合計の売り手は実人数が1名、買い手は、実人数が1名で、面積は、4,166平方メートルとなります。また、借り手、買い手の農地台帳による経営状況は22ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第28号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第28号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。
議案第28号については、以上であります。

議長 　続きまして、報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 　報告します。調書は23ページから25ページ、参考図は30ページから34ページとなります。
今月は、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が2件、農地法施行規則第29条の届出が1件です。転用の内容、目的については調書のとおりです。以上です。

議長 　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議長 　報告案件は以上です。特にご質問等もございませんので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議長 　続きまして、報告事項に入ります。
最初に、報告事項1「広報編集委員会委員会報告事項」について、福井委員長、お願いします。

福井委員長 ・ 第2回広報編集委員会

議 長 続いて、報告事項2「湖国女性農業委員・推進委員研修会報告事項」について、今井委員、お願いします。

今井委員 ・ 県女性農業者交流会

議 長 続いて、報告事項3「事務局報告事項」について、お願いします。

事務局 ・ 経過と予定
・ 委員パトロール（11月）報告
・ 農地利用意向調査の状況
・ 第4回地域ブロック会議の日程
・ 令和3年度農業委員会総会の日程

議 長 報告事項は以上です。
ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いします。推進委員の皆様もせっかくの機会ですので、ご意見がございましたら、ここで伺いたします。

議 長 田畑委員。

田畑委員 議席番号3番田畑です。

今日の総会におきまして、久しぶりに顛末案件で顛末書を朗読されました。役員会で協議をされ、精査された結果だと思えます。できれば、会長の冒頭の挨拶にありましたように、慎重審議をしていくという観点から、できる限り顛末書は皆様に報告して、そうして審議するというのが筋でなかろうかと思えます。個人情報保護もありますが、すでに議案書に記載があります。我々は、それをどうこうするということはありません。やはり慎重審議するのであれば、そういった方法が、私はいいかと思えますがいかがでしょうか。

議 長 はい、ありがとうございます。今のご意見でございますが、顛末書をいただいているのは事実であり、その全てを朗読するか否かにつきましては、役員会で十分審議し、検討したうえで、総会での顛末書の朗読の必要性が高いと判断しましたら報告させていただこうと。全ての顛末書の朗読をさせていただくことも可能でございますが、できることならそういう形で進めていきたいと思えますので、総会の運営上、ある程度のご了解をいただきたいと思えます。

議 長 田畑委員。

田畑委員 議席番号3番田畑です。

お気持ちはわからないわけではありませんが、平成16年に合併いたしました、新しい農業委員会が設置されました。当時は、第1期、第2期までは、すべての顛末書が朗読されたわけです。その後に個人情報保護等により割愛されているということですが、今申しましたように、できるならというよりも本当はすべてされた方がよいのではと私は思うのです。その顛末書の朗読をしないことに問題があるのか、疑念が出てくると思います。そういったことを払拭する意味においても必要に感じます。検討をされたいと思いますし、また他の委員にもお伺いされ、ご判断をいただきたいと思います。

議 長 ご意見ありがとうございます。

役員会で検討してからという話をしておりますが、目に余る行為の顛末と、これは仕方がないであろうと認める顛末の2通りがあると思います。目に余る行為については、全委員に聞いていただくこととしているのが現在の流れです。田畑委員がおっしゃったとおり、最初の頃は顛末書はすべて朗読されてきました。現在は、そのような訳で顛末書の朗読という形をとっていますが、できるだけ田畑委員のおっしゃることに沿えるよう、また役員会で相談しながら、運営させていただきたいと思います。以上です。

議 長 事務局。

事務局 先ほど保井委員から質問がございました、議案第27号整理番号58番の納税者について報告します。現況は宅地で課税されており、納税義務者については、譲受人が義務者として固定資産税を納税しているということでした。以上です。

議 長 保井委員。

保井委員 昭和50年から宅地として、現場を確認したうえで以来課税されていたわけですね。現状を確認され宅地課税ということで、登記上ではなくてということですね。わかりました。

議 長 他にご質問等、ございませんか。推進委員の皆様もいかがですか。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。
それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申し上げます。

副 会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。